



芝青色通信



No.572

発行所・一般社団法人 芝青色申告会
発行責任者・会長 野口章二
☎03(3453)5300(代) FAX03(3798)5426
<http://www.shiba-aoiro.jp>



令和5年分確定申告

マイナンバーカード所有者増加

令和5年分の所得税・贈与税及び消費税の確定申告が実施され、普段通りの賑わいのある状況となりました。

今年度も青色申告会として、e-Tax/e-LETAXの普及を強く

推進しています。

e-Taxの送信件数は、税理士による代理送信と、本人送信共に増加という結果になりました。

マイナンバーカードを持参いただける方も多くなりましたが、「ああ暗証番号忘れた」とか「暗証番号は知らない」と書いた方も見受けられました。

プレプリントされた、確定申告書などが税務署より、送られなくなつたことも影響してか、「申告書が届くのを待っていた。」とか「申告書が来ない」などの不安を訴える方も多くいらっしゃいました。

何事もなく無事に、確定申告期が終了了出来たことを大変感謝しております。

申告期間中は、職員2名体制で業務に当たっております。

当会の役員による受付対応業務が無く、その中で順番待ちできます。

青色会館で1月24日から始まった支援事務については、支援者が昨年の507件に対して500件と減少となりました。

代理送信または本人送信によるe-Tax送信は昨年の443件に比べ、486件と43件の増加となりました。その中で本人による、e-Taxの送信件数も増加しました。

要因は、マイナンバーカードを使用した、申告書情報の確認を推奨した為だと思われます。

プレプリントされた、確定申告書などが送られないなどの、周知を理解いただいた結果だと思ってい

ます。

東京税理士会芝支部の従事を頂きました方には、この場をお借りして、お礼申し上げます。

申告期間中は、職員2名体制で業務に当たっております。

当会の役員による受付対応業務が無く、その中で順番待ちなど、会員の皆様のご協力を頂きながらの、対応だったので、心配はしましたが大きな混乱もなく業務をすることができました。

会員の皆様の協力が、貴重と考えておりますので、会員の皆様に信頼される、青色申告会として活動をおこなっていきました。



青色申告会が芝署から依頼

されている『青色コーナー支援業務』は、確定申告作成会場内で行われました。

予約制により人数制限もあり、確定申告作成会場が混雑もなく、順調に行われたようでした。予約制の浸透もあり、「青色コーナー」に案内された納税者は、今年も昨年同様のほぼ同数となりました。

インボイス制度?

確定申告期での相談の中で、「インボイス制度の対応」が重要な位置付けていました。

申告期前に「相談いただきたい方については、安心していましたが、「自分でインボイス制度の登録などされる方がどのくらいいらっしゃるか不安でした。結果としては考えすぎの様でした。

中には理解せず登録をしてしまったしやいましたが、会員の皆様には理解いただけたと考えています。

会場の一角落において「決算書」の作成支援「適正な記帳方法」の啓発、「青色申請」の推進などを行うために、青色コーナーを担当する役員は、誤りやすい注意点や要点を自ら学習する等の研鑽を重ね、会場では、国税庁ホームページの確定申告コーナーを活用して、「決算書・収支計算書」作成サポート業務「青色特別控除」の推進を行っています。

「記帳指導の適正化を目指している会である」など入会後のメリットを強調し、これからも続けていきたいと思っています。



間違えていたり

確定申告書の間違いに気づいたり、訂正する手続きがあります。

更正の請求

令和5年分の所得税確定申告書で、売り上げの過大計上や、仕入れ経費の計上漏れ等で、税金を多く納めてしまったり、還付金が少ない事に気が付いた時は更正の請求が出来ます。更正の請求が出来る期間は原則として、法定申告期限から5年以内です。

修正申告

売上の計上漏れや、仕入れ経費の過大計上等により、納付した税金が少なかったことに気付いた時は正しい税額にする為に修正申告をします。修正申告は税務署から更正を受け止まではじつでもできますが、速やかに修正申告書を提出する事をお勧めします。

新たに修正申告により納付する事となつた税額には、法定納期限の翌日から完納するまでの期間について延滞税が掛ります。なお、過少申告加算税が掛る事があるで注意して下さい。

あつた!助かります

関係業者の方にとって、会員の皆様に対面できる良いチャンスなので、様々な配布物を用意して社名・商品名のアピールを頂くことになります。

今年も、「マスク」「除菌ウェットティッシュ」「ボールペン」等を揃えたといふ、会員から「あつた!」「貰っていいよ。」などの声が多くありました。

ここ数年、広報物があることか恒例になつてゐるので、会員の方から「今年は無いの?」とか「あれが欲しい!」との「要望も多く、関係業者の方も会員の皆様のために頑張つて配布物を用意してくれました。あらためて感謝を紙面上お伝えし、社名(敬省略)を紹介したいと思います。

パナソニックホームズ
ジブラルタ生命
全国儀式サービス

ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

① 所得者本人…3万円

② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

